東京都市計画地区計画の変更 (大田区決定)(案) 都市計画京急蒲田駅西口地区地区計画を次のように変更する。

		京急蒲田駅西口地区地区計画
	位 置※	大田区蒲田四丁目地内
		約 2. 5ha
	地区計画の目標	本地区は、京急蒲田駅西口に位置し、JR蒲田駅に連なる大田区の中心商業地として発展してきた。大田区都市計画マスタープラン(令和4年3月改定)では中心拠点かつ中心商業業務市街地、蒲田駅周辺地区グランドデザイン(令和4年4月改定)では駅前拠点として位置付けられており、駅周辺街区の機能更新や都市基盤施設の整備、交通利便性の向上などが求められている。また、大田区鉄道沿線まちづくり構想(令和6年3月策定)では、大街区化による街区再編など多様なまちづくり手法を活用することで、防災性の高い市街地に更新し、安全で快適な歩行者空間を形成することが求められている。大田区緑の基本計画グリーンプランおおた(令和5年3月改定)においては、呑川の緑道整備による景観づくりを進めることでみどりの街並みを形成し、都市開発や大規模建築物の建設など、駅周辺の都市機能に合わせたみどりの創出を進めている。そこで、良好な都市景観と調和のとれた街並みを誘導しつつ、道路と一体となった安全で快適な歩行者空間の形成を図るため、街並み誘導型地区計画を活用して建物の更新を促進し、地域の回遊性、防災性の向上を目指す。また、魅力ある商業・業務機能と快適で利便性の高い都市居住機能を備えた複合市街地の形成のため、土地の有効かつ高度な利用を図るとともに地域の緑化にも配慮し、国内外からの来街者を迎え入れる玄関口にふさわしい、魅力的な都市環境の創出を図る。
区域の整備・開発及び保全に	土地利用の方針	良好な都市景観と調和のとれた良好な街並みを形成するため、共同建替えを誘導しつつ、市街地の更新を促進することにより、防災性の向上を図るとともに、商業・業務機能と快適な都市居住機能を備えた安全でにぎわいのある複合市街地の形成を図る。また、商業機能の導入に際しては、既存商店街とのにぎわいの連続性に配慮する。 A地区(別添「計画図1」に示すとおり。以下同じ。)においては、共同建替えを誘導し、道路と一体となった安全で快適な歩行者空間を確保することで、地域の回遊性、防災性の向上を図る。 B地区(別添「計画図1」に示すとおり。以下同じ。)においては、立地特性を踏まえ、市街地再開発事業により、街区の統合や共同化を図り、土地の高度利用を促進することで、駅前にふさわしい都市環境や都市景観、防災機能を備えた地区整備を図る。 さらに、既存商店街との連続性に配慮した商業機能に加え、生活支援機能、文化・交流機能等を導入し、京急蒲田駅前の拠点となる地区の形成を図る。併せて、公共的空間を創出し、区民の利便性の更なる向上を図る。
に関する方針	地区施設の整備の方針	B地区においては、地区施設を効果的に配置することで、地区内の歩行者ネットワークを向上させ、京急蒲田駅や蒲田八幡神社、 呑川以北の地域等をつなぐ人の流れを促し、地域の回遊性の向上を図るともに、地域のにぎわいの場や交流の場、憩いの場となる 空間を創出する。また、災害時には一時的な滞留空間や避難路となることで防災性の向上に貢献する。 1 区画道路 安全な沿道空間を創出するため、道路の拡幅整備に伴い歩道を整備する。 2 緑道 呑川沿いの環境を活かし、潤いある街並みを形成するため、東西の既存の街路樹と連続する樹木を配し、隣接する歩道状空地 と一体となった緑道空間を整備する。 3 広場 あすと商店街に人を導き、にぎわいの創出を図るため、イベント等に活用可能なにぎわい形成につながる広場を整備する。

		また.		とともに災害時の防	 5災性の向上を図		国連施設を備えた広場を整備する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		また、地域の憩いの場となるとともに災害時の防災性の向上を図るため、防災関連施設を備えた広場を整備する。 4 貫通通路 あすと商店街と呑川をつなぎ、周辺地域との回遊性の向上を図るとともに、人の流れを誘引する空間を創出するため、貫通通								
		路を整備	路を整備する。							
			5 歩道状空地							
		+	回遊性や歩行者の安全							
区域	建築物等の整備の方針	1 道路に面する壁面の位置を制限することにより創出される空間を歩道状に整備することで、安全で快適な歩行者空間を確								
域		る。	帝庁毎済 N (別矢「計	画図1ェルテナト4	され)に声する	(建筑版) (1)				
整備				- ·			では、 ですることにより、健全な商業環境の形成を図			
•		る。	上してもため、上にも	7月返と時候/ 少しで	- 010、主面 17日		1)。ここにより、 佐工・は間米水光・ババルと凶			
開発			替えを推進し、オープ	ンスペース等の整備	前と緑化を進める	とともに、にき	わいや特徴のある市街地の形成を図る。			
発及び		4 A地区	においては、建築物等	の高さの最高限度を	と定めるとともに	こ、壁面の位置の	制限が定められた道路に面する敷地の道路斜			
保			び前面道路幅員による				, ,			
保全に関す							制限を定めることで公共的空間を創出し、土			
関							は、商店街と連続した店舗の配置等や建築物と			
する							なする。また、地区施設の他に建物内にも一時 で、防災性の向上を図る。			
る方針	地区施設の配置および規模	ロハヤ(山田)	上 同寺で解床し、火音	幅員	メニ な A 母の M 的	金属を行うこと	て、例及圧の同工を囚る。			
加1	地区地区が出国わるいが疾	種類	名称	()地区外も	延長	面積	備考			
				含めた幅員						
		道路	区画道路1号	9.0m	約 105m		拡幅			
			区画道路2号	2.0m (8.0m)	約 80m	<u>—</u>	拡幅			
			区画道路3号	6.0m	約 45m	<u> </u>	拡幅			
			区画道路4号	6.0m	約 80m		既設			
			緑道	1.5m	約 95m		新設			
			広場1号	_	_	約 345 ㎡	新設			
			広場2号	_	_	約 170 ㎡	新設			
		w - 11 -	広場3号	_	_	約 80 ㎡	新設			
		その他の公共空地	貫通通路	4. 0m	約 55m	_	新設			
		ム六工地	歩道状空地1号	2. 0m	約 100m	_	新設			
			歩道状空地2号	2. 0m	約 65 m	_	新設			
1			歩道状空地 3 号	2. 0m	約 35m	_	新設			
			> ~ (N		., .		701 193			

地		位	置		大田区蒲田四丁目地内						
区	₩ ▽ /	地区の区分		称	A地区	B地区					
整	地区	700万	面	積	約 1. 7ha	約 0. 8ha					
画の異常に関す	建築物等の用途の制限 ※ ※ *********************************				1 あすと商店街通りに面する建築物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用途に供してはならない。 2 あすと商店街通りに面する建築物の1階部分は、次に掲げる用途を主たるものとしてはならない。ただし、区長がやむを得ないと認めた建築物においてはこの限りでない。 (1)工場 (2)倉庫 (3)住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿等の用途に供するもの 1 壁面の位置の制限が定められている敷地における建築物の延べ面積の敷						
	**	,, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			地面積に対する割合(以下「容積率」という。)の最高限度は、用途地域に関する都市計画により定められた容積率(以下「指定容積率」という。)を上限とし、前面道路(前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下同じ。)の幅員に10分の6を乗じた数値(以下「基準容積率」という。)に10分の6を加えた数値とする。 2 2以上の敷地又は敷地以外の一団の土地(以下「敷地等」という。)について所有権等を有する2以上の者、又はこれらの者の同意を得た者が、当該権利の目標となっている500 ㎡以上の敷地で一の構えをなす建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる2以上の構えをなす建築物を含む。以下同じ。)を建築する場合の容積率の最高限度は、あすと商店街通りに面する建築物の外壁又はそれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線までの距離が2.0m以上の場合には、指定容積率とする。ただし、あすと商店街通りに面するアーケードと連続する上屋、庇その他これらに類する建築物の部分については、外壁等に含まないものとする。 3 壁面の位置の制限が定められていない敷地及び定められているが区長がやむを得ないと認め壁面の位置の制限を適用しない敷地においては、容積率の最高限度は指定容積率と基準容積率のうち小さい数値とする。 4 次に掲げる建築物にあっては、前項の規定は適用しない。 (1)建築基準法第59条の2第1項の規定に基づき特定行政庁の許可(総合設計)を受けた建築物 (2)マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項に基づき特定行政庁の許可(容積率の特例)を受けた建築物						

地区整備計画	建築物等に関する	建築物の敷地面積の 最低限度	50 ㎡ ただし、この地区計画の決定告示日(変更の告示によって追加された地区計画の区域にあっては、当該変更の告示日)において、現に建築物の敷地として使用されている 50 ㎡未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する 50 ㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。	
	る事項	壁面の位置の制限	1 計画図3に示す壁面の位置の制限1号が定められている部分における建築物の外壁等の後退距離は0.5m以上とする。ただし、あすと商店街通りに面するアーケードと連続する上屋、庇その他これらに類する建築物の部分についてはこの限りでない。 2 前項について、区長が敷地の形態上、土地の利用上やむを得ないと認めた建築物についてはこの限りでない。	1 計画図3に示す壁面の位置の制限2号が定められている部分における建築物の外壁等の後退距離は2.0m以上とする。ただし、あすと商店街通りに面するアーケードと連続する上屋、庇その他これらに類する建築物の部分についてはこの限りでない。 2 計画図3に示す壁面の位置の制限3号が定められている部分における建築物の外壁等の後退距離は3.5m以上とする。
		建築物等の高さの 最高限度	1 建築物等の高さの最高限度は次のとおりとする。 (1) 幅員4m以上5m未満の道路(別添「計画図4」に示すとおり。) に面する敷地における建築物等の高さの最高限度は17mとする。 (2) 幅員5m以上11m未満の道路(別添「計画図4」に示すとおり。) に面する敷地における建築物等の高さの最高限度は25mとする。 (3) 幅員11m以上の道路(別添「計画図4」に示すとおり。)に面する敷地における建築物等の高さの最高限度は42mとする。 2 2以上の敷地等について所有権等を有する2以上の者又はこれらの者の同意を得た者が当該権利者の目的となっている500㎡以上の敷地で一の構えをなす建築物を建築する場合、又は1,000㎡以上の敷地で一の構えをなす建築物を建築する場合には、前項の規定によらず、高さの最高限度は80mとする。	80 m
		建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限	1 建築物等の形態、意匠、色彩等については、地域の緑化や周辺環境、都市 2 広告物や看板等は、美観、風致を損なうおそれのないものとする。	5景観等に十分配慮したものとする。
		壁面後退区域における	2 広音物や有板等は、実観、風球を損なりわそれのないものとする。 壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区	「城についてけ 堀 柵 門 広生物 寿板竿 交通
		工作物の設置の制限	空間の位置の間限として足められた限度の線と放地境が線との間の土地の区 の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、区長がやむを得な	7
		1		沙儿加索拉莱亚

※は知事協議事項

「区域及び壁面の位置は、計画図に表すとおり。」

理由:市街地再開発事業の実施により、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、商業、業務、居住の複合的な都市機能を更新し、防災性の向上と良好な街並みの 形成を図るため、地区計画を変更する。

新旧対照表

			旧(現行)	新	摘要
	名	称	京急蒲田駅西口地区地区計画	京急蒲田駅西口地区地区計画	_
	位	置 ※	大田区蒲田四丁目地内	大田区蒲田四丁目地内	_
	面	積 ※	約2.5 ha	約2.5 ha	_
	地区	計画の目標	本地区は、京急蒲田駅西口に位置し、JR蒲田駅に連なる大田区の中心商業地として発展してきた。おおた未来プラン10年では中心拠点、大田区都市計画マスタープランでは中心拠点かつ中心商業業務市街地、中心市街地活性化基本計画では中心市街地としてそれぞれ位置づけられている。しかし、地区の一部には、木造家屋の密集した区域や建て替え時期を迎える老朽建物があり、中心核・中心市街地として、土地の有効かつ高度な利用が不十分な状況にある。そこで、街並み誘導型地区計画を活用して建物の更新を促進することにより、良好な都市景観と調和のとれた街並みを誘導しつつ、道路と一体となった安全で快適な歩行者空間の形成を図り、地域の回遊性、防災性の向上を目指す。また、土地の有効かつ高度な利用を図るとともに地域の緑化にも配慮し、魅力ある商業・業務機能と快適で利便性の高い都市居住機能を備えた複合市街地の形成を目指す。	本地区は、京急蒲田駅西口に位置し、JR蒲田駅に連なる大田区の中心商業地として発展してきた。大田区都市計画マスタープラン(令和4年3月改定)では中心拠点かつ中心商業業務市街地、蒲田駅周辺地区グランドデザイン(令和4年4月改定)では駅前拠点として位置付けられており、駅周辺街区の機能更新や都市基盤施設の整備、交通利便性の向上などが求められている。また、大田区鉄道沿線まちづくり構想(令和6年3月策定)では、大街区化による街区再編など多様なまちづくり手法を活用することで、防災性の高い市街地に更新し、安全で快適な歩行者空間を形成することが求められている。大田区緑の基本計画グリーンプランおおた(令和5年3月改定)においては、呑川の緑道整備による景観づくりを進めることでみどりの街並みを形成し、都市開発や大規模建築物の建設など、駅周辺の都市機能に合わせたみどりの創出を進めている。そこで、良好な都市景観と調和のとれた街並みを誘導しつつ、道路と一体となった安全で快適な歩行者空間の形成を図るため、街並み誘導型地区計画を活用して建物の更新を促進し、地域の回遊性、防災性の向上を目指す。また、魅力ある商業・業務機能と快適で利便性の高い都市居住機能を備えた複合市街地の形成のため、土地の有効かつ高度な利用を図るとともに地域の緑化にも配慮し、国内外からの来街者を迎え入れる玄関口にふさわしい、魅力的な都市環境の創出を図る。	・上位計画による位置付けを更新
区域の整備・	土地和	利用の方針	良好な都市景観と調和のとれた良好な街並みを形成するため、共同建て替えを誘導しつつ、市街地の更新を促進することにより、防災性の向上を図るとともに、商業・業務機能と快適な都市居住機能を備えた安全で賑わいのある複合市街地の形成を図る。	良好な都市景観と調和のとれた良好な街並みを形成するため、共同 <u>建替え</u> を誘導しつつ、市街地の更新を促進することにより、防災性の向上を図るとともに、商業・業務機能と快適な都市居住機能を備えた安全で <u>にぎわいの</u> ある複合市街地の形成を図る。 <u>また、商業機能の導入に際しては、既存商店街とのにぎわいの連続性に配慮する。</u> <u>A地区(別添「計画図1」に示すとおり。以下同じ。)においては、共同建替えを誘導し、道路と一体となった安全で快適な歩行者空間を確保することで、地域の回遊性、防災性の向上を図る。</u> <u>B地区(別添「計画図1」に示すとおり。以下同じ。)においては、立地特性を踏まえ、市街地再開発事業により、街区の統合や共同化を図り、土地の高度利用を促進することで、駅前にふさわしい都市環境や都市景観、防災機能を備えた地区整備を図る。さらに、既存商店街との連続性に配慮した商業機能に加え、生活支援機能、文化・交流機能等を導入し、京急蒲田駅前の拠点となる地区の形成を図る。併せて、公共的空間を創出し、区民の利便性の更なる向上を図る。</u>	れぞれの土地利用の方針を設定(A地区は現行の
開発及び保全に関する方針	地区加	施設の整備の方針		B地区においては、地区施設を効果的に配置することで、地区内の歩行者ネットワークを向上させ、京急蒲田駅や蒲田八幡神社、呑川以北の地域等をつなぐ人の流れを促し、地域の回遊性の向上を図るともに、地域のにぎわいの場や交流の場、憩いの場となる空間を創出する。また、災害時には一時的な滞留空間や避難路となることで防災性の向上に貢献する。 1 区画道路 安全な沿道空間を創出するため、道路の拡幅整備に伴い歩道を整備する。 2 緑道 呑川沿いの環境を活かし、潤いある街並みを形成するため、東西の既存の街路樹と連続する樹木を配し、隣接する歩道状空地と一体となった緑道空間を整備する。 3 広場 あすと商店街に人を導き、にぎわいの創出を図るため、イベント等に活用可能なにぎわい形成につながる広場を整備する。また、地域の憩いの場となるとともに災害時の防災性の向上を図るため、防災関連施設を備えた広場を整備する。 4 貫通通路 あすと商店街と呑川をつなぎ、周辺地域との回遊性の向上を図るとともに、人の流れを誘引する空間を創出するため、貫通通路を整備する。 5 歩道状空地地域の回遊性や歩行者の安全に配慮した安全で快適な歩行者空間を整備する。	・地区施設の指定に伴う追加

	地の道路斜線制限及び前面道路幅員による容積率の制限を緩和することにより、良好な街並みの形成を図る。 3 あすと商店街通り(別添「計画図1」に示すとおり。以下同じ。)に面した建築物の主たる用途を制限することにより、健全な商業環境の形成を図る。 4 共同建て替えを推進し、オープンスペース等の整備と緑化を進めるとともに、賑わいや特徴のある市街地の形成を図る。	全で快適な歩行者 2 あすと商店街道 者空間の充実を図 置の制限を設定す 3 共同建替えをす ある市街地の形成 4 A地区においれた道路に面する り、良好な街並み 5 B地区において ことで公共的空間 図る。低層部は、 り、にぎわいの感	動り(別添「計画図ることでにぎわいることにより、健性し、オープンスを図る。放し、建築物等の高数地の道路斜線制	1」に示すとお を向上させるため 全な商業環境の野 へペース等の整備 話さの最高限度を 限及び前面道路中 話さの最高限度を 高度利用の促進別 店舗の配置等や疑 観を形成する。	り。) <u>に面する</u> り、主たる用途で が成を図る。 と緑化を進める 定めるとともに このるとともに なび周辺地域も 生築物とオープ また、地区施設の	建築物は、商店を制限するとともに、にぎるともに、にぎるともに、にぎるというという。 壁面の位置のは変の制限を緩和する 壁面の位置のは といるのでは かんこく はいい はい	街通りの歩行。に、壁面の位 と、壁面の位 わいや特徴の 制限が定めら ることによ 制限を定める が残性の向上を あいでもいる。	・地区計画の区域をA地区とB地区に分割し、それぞれの建築物等の整備の方針を設定(A地区は現行の地区計画のとおり)
		<u>種類</u>	<u>名称</u>	<u>幅員</u> <u>()地区外</u> も含めた幅員	<u>延長</u>	<u>面積</u>	備考	・地区施設の指定に伴う追加
			区画道路1号	<u>9.0m</u>	<u>約 105m</u>	=	<u>拡 幅</u>	
		道路	区画道路2号	2.0m (8.0m)	<u>約 80m</u>	=	<u>拡 幅</u>	
		<u>Æ#I</u>	区画道路3号	<u>6.0m</u>	<u>約 45m</u>	=	<u>拡 幅</u>	
			区画道路4号	<u>6.0m</u>	<u>約 80m</u>	=	既 設	
			緑道	<u>1.5m</u>	<u>約 95m</u>	=	<u>新 設</u>	
地区施設の配置及び規模			<u>広場1号</u>	=	=	<u>約 345 ㎡</u>	<u>新</u> 設	
			広場 2 号	=		<u>約 170 ㎡</u>	新 設	
		その他の	広場3号	=	=	<u>約 80 ㎡</u>	<u>新</u> 設	
		公共空地	貫通通路	<u>4. 0 m</u>	約 55m	=	新 設	
			歩道状空地1号	<u>2. 0m</u>	約 100m	=	新 設	
			歩道状空地2号	2.0m	約 65m	=	新設	
			歩道状空地 3 号 歩道状空地 4 号	2. 0m 2. 0m	<u>約 35m</u> 約 80m	=	<u>新設</u> 新設	

位	立置	大田区蒲田四丁目地内	大田区蒲田四丁目地内	_	
ヹの区分	名 称		<u>A地区</u>	<u>B地区</u>	・地区計画の区域をA地区とB地区に分割 A地区:既存地区(内容を保持)
v/ <i></i>		約2.5 ha	約1.7 ha	約0.8 ha	B地区:京急蒲田センターエリア北地区
の制限 ※和23年法律第122号)第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用途に供してはならない。和23年法律第122号)第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用途に供してはならない。和23年法律第122号)第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用途に供してはならない。2 あすと商店街通りに面する建築物の1階部分は、次に掲げる用途を主たるものとしてはならない。 い。ただし、区長がやむを得ないと認めた建築物においてはこの限りでない。 (1)工場 (2)倉庫(1			1 あすと商店街通りに面する建築物は、風俗営業等和23年法律第122号)第2条第5項に掲げる性風俗関2 あすと商店街通りに面する建築物の1階部分は、い。ただし、区長がやむを得ないと認めた建築物に(1)工場(2)倉庫(3)住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿等の用途に供て	引連特殊営業の用途に供してはならない。 次に掲げる用途を主たるものとしてはならな おいてはこの限りでない。	
項 容	が積率の最高限 を ※	1 壁面の位置の制限が定められている敷地における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)の最高限度は、用途地域に関する都市計画により定められた容積率(以下「指定容積率」という。)を上限とし、前面道路(前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下同じ。)の幅員に10分の6を乗じた数値(以下「基準容積率」という。)に10分の6を加えた数値とする。2 2以上の敷地又は敷地以外の一団の土地(以下「敷地等」という。)について所有権等を有する2以上の者、又はこれらの者の同意を得た者が、当該権利の目標となっている500㎡以上の敷地で一の構えをなす建築物 (建築基準法(昭和25年法律第201号)第8条第1項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる2以上の構えをなす建築物を含む。以下同じ。)を建築する場合の容積率の最高限度は、あすと商店街通りに面するを全が表して、10分の場合には、指定容積率とする。ただし、あすと商店街通りに面するアーケードと連続する上屋、庇その他これらに類する建築物の部分については、外壁等に含まないものとする。3壁面の位置の制限が定められていない敷地及び定められているが区長がやむを得ないと認め壁面の位置の制限が適用しない敷地においては、容積率の最高限度は指定容積率と基準容積率のうちいさい数値とする。4次に掲げる建築物にあっては、前各項の規定は適用しない。(1)建築基準法第59条の2第1項の規定は適用しない。(1)建築基準法第59条の2第1項の規定に基づき特定行政庁の許可(総合設計)を受けた建築物	2 2以上の敷地又は敷地以外の一団の土地(以下「敷地等」という。)について所有権等を有する2以上の者、又はこれらの者の同意を得た者が、当該権利の目標となっている500 ㎡以上の敷地で一の構えをなす建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる2以上の構えをなす建築物を含む。以下同じ。)を建築する場合の容積率の最高限度は、あすと商店街通りに面する建築物の外壁又はそ		・B地区は定めなし(高度利用地区を適用する)
	登築物の敷地面質の最低限度	50㎡ ただし、この地区計画の決定告示日(変更の告示によって追加された地区計画の区域にあっては、 当該変更の告示日)において、現に建築物の敷地として使用されている50㎡未満の土地又は現に 存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する50㎡未満の土地について、そ の全部を一の敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。	50 ㎡ ただし、この地区計画の決定告示日(変更の告示に よって追加された地区計画の区域にあっては、当該 変更の告示日)において、現に建築物の敷地として 使用されている50 ㎡未満の土地又は現に存する所 有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使 用する50 ㎡未満の土地について、その全部を一の 敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面 積の最低限度とする。		・B地区は定めなし
壁限	達面の位置の制 表	1 壁面の位置の制限が定められている部分における建築物の外壁等の後退距離は 0.5 m以上とする。ただし、あすと商店街通りに面するアーケードと連続する上屋、庇その他これらに類する建築物の部分についてはこの限りでない。 2 前項について、区長が敷地の形態上、土地の利用上やむを得ないと認めた建築物についてはこの限りでない。	0.5m以上とする。ただし、あすと商店街通りに面するアーケードと連続する上屋、庇その他これらに	められている部分における建築物の外壁等の 後退距離は2.0m以上とする。ただし、あすと 商店街通りに面するアーケードと連続する上 屋、庇その他これらに類する建築物の部分に ついてはこの限りでない。	・新たにB地区において、建築物の外壁等の後 距離を設定

建築物等の高さの最高限度	(1) 幅員4m以上5m未満の道路(別添「計画図3」に示すとおり。)に面する敷地における建築物等の高さの最高限度は17mとする。 (2) 幅員5m以上11m未満の道路(別添「計画図3」に示すとおり。)に面する敷地における建築物等の高さの最高限度は25mとする。 (3) 幅員11m以上の道路(別添「計画図3」に示すとおり。)に面する敷地における建築物等の高さの最高限度は42mとする。		<u>80 m</u>	・B地区について、駅前再開発地区や現行の地区 計画の最高限度を踏まえ、80mと設定
又は色彩その他	1 建築物等の形態、意匠、色彩等については、地域の緑化や周辺環境、都市景観等に十分配慮したものとする。 2 広告物や看板等は、美観、風致を損なうおそれのないものとする。	1 建築物等の形態、意匠、色彩等については、地域 たものとする。 2 広告物や看板等は、美観、風致を損なうおそれの		
壁面後退区域に おける工作物の 設置の制限	壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域については、塀、柵、門、広告物、看板等、交通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、区長がやむを得ないと認めた場合においてはこの限りではない。		工作物を設置してはならない。ただし、区長が	

※は知事協議事項

※は知事協議事項

「区域及び壁面の位置は、計画図に表すとおり」

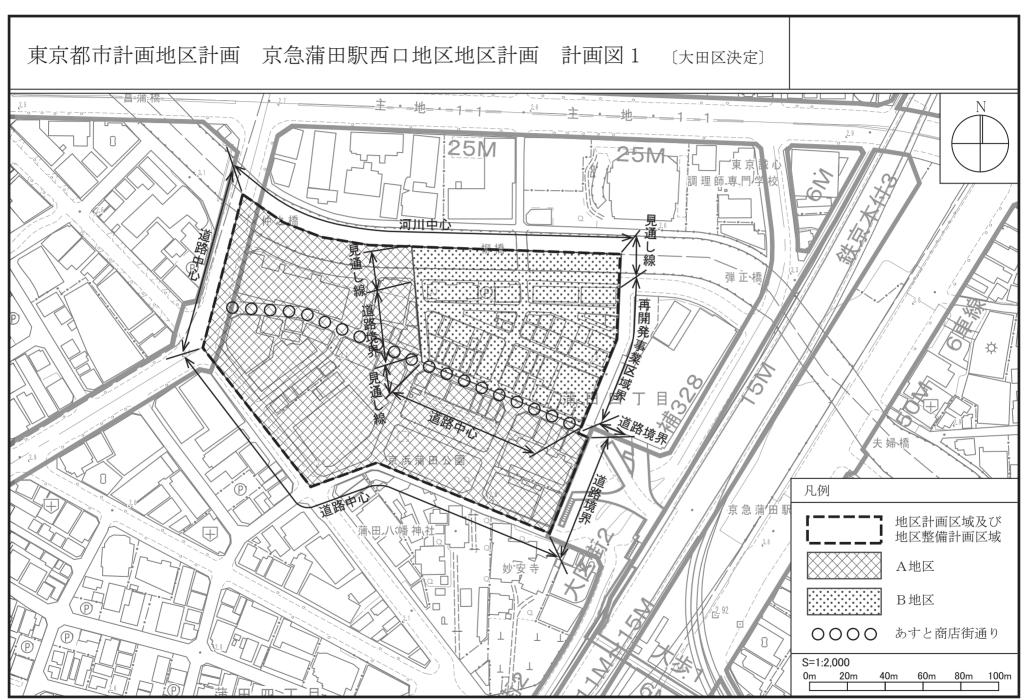
理由:土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、商業、業務、居住の複合的な都市機能を更新 し、防災性の向上と良好な街並みの形成を図るため、地区計画を変更する。 「区域及び壁面の位置は、計画図に表すとおり。」

理由:<u>市街地再開発事業の実施により、</u>土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、商業、業務、居住の複合的な都市機能を更新し、防災性の向上と良好な街並みの形成を図るため、地区計画を変更する。

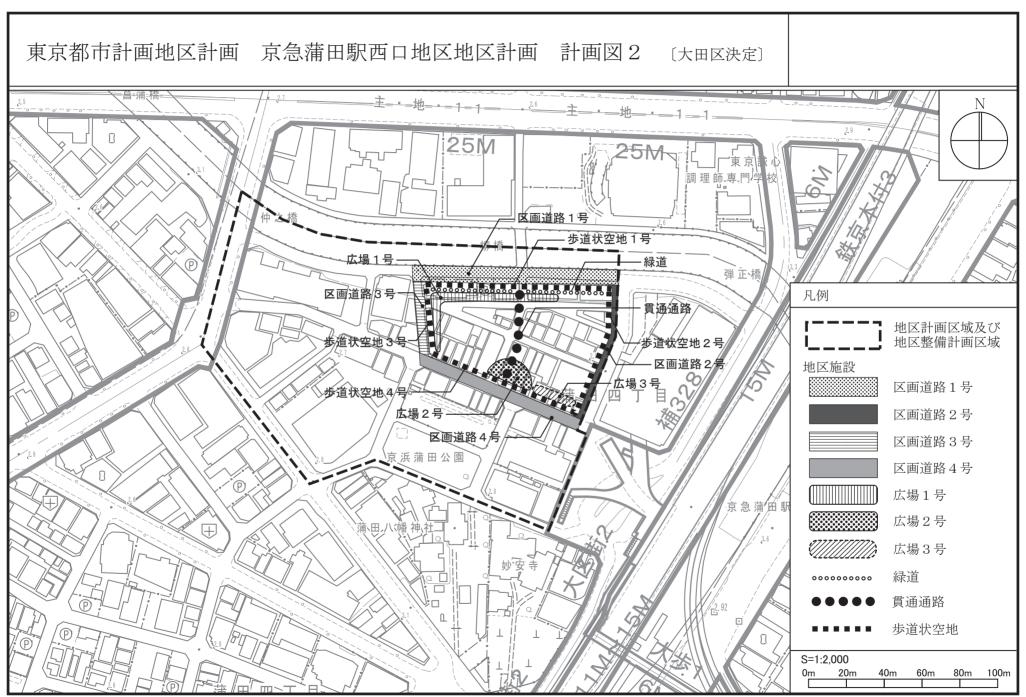
東京都市計画地区計画 京急蒲田駅西口地区地区計画 総括図 〔大田区決定〕 80 凡例 300 805 200 601 2 300 60 3 第1種低層住居専用地域 200 60 2 200 60 300 60 3 用 300 80 3 300 12 80 3 300 80 3 300 60 3 400 80 8 途 300 60 320 300 60 3 地 200 60 2 域 200 23 60 2 200 60 1 容積率 (%) 建ぺい率 (%) 高度地区 四部 [1] (7) 700 高度地区 300 60 7 38 500 200 60 2 500 37 80 300 60 3 火 地 300 80 3·最低 500 80 18 東京都建築安全条例第7条の3に定める 新たな防火規制区域 300 60 3 特別業務 200 60 2 200 60 臨港地区 22 大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区 200 60 6 2 (2種住居) 200 60 2 200 - 60² 2 流通業務 地 区 300 生産緑地 地 区 200 60 2 高度利用 地 区 南蒲田母 300 80 3 200 60 2 東京都市計画道路 200 200 60 2 300 80 3 変更区域(約2.5ha) 200 3760 2 30 200 4 60 2

300

S=1:12,000



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を利用して作成したものである。ただし、計画線は 1/2,500 都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) (MMT 利許第 06-111 号)、(承認番号) 6 都市基街都第 242 号、令和 6 年 12 月 17 日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を利用して作成したものである。ただし、計画線は 1/2,500 都市計画道路の計画図から 転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) (MMT 利許第 06-111 号)、(承認番号) 6 都市基街都第 242 号、令和 6 年 12 月 17 日

東京都市計画地区計画 京急蒲田駅西口地区地区計画 計画図3 [大田区決定] 25M 調理師.専.門/ 弾正、橋 凡例 京浜蒲田公園 地区計画区域及び 地区整備計画区域 壁面の位置の制限 壁面の位置の制限1号 (道路境界から 0.5m以上) 壁面の位置の制限2号 (道路境界から2.0m以上) 壁面の位置の制限3号 (道路境界から3.5m以上) S=1:2,000 20m 40m 60m 80m 100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を利用して作成したものである。ただし、計画線は 1/2,500 都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) (MMT 利許第 06-111 号)、(承認番号) 6 都市基街都第 242 号、令和 6 年 12 月 17 日

東京都市計画地区計画 京急蒲田駅西口地区地区計画 計画図4 [大田区決定] 25M 弾正、橋 京浜蒲田公園 凡例 地区計画区域及び 地区整備計画区域 京急蒲田駅 幅員 11m以上 幅員 11 の道路 幅員 5m以上 11m未満の道路 幅員 4m以上 5m未満の道路 S=1:2,000 40m 60m 80m 100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を利用して作成したものである。ただし、計画線は 1/2,500 都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) (MMT 利許第 06-111 号)、(承認番号) 6 都市基街都第 242 号、令和 6 年 12 月 17 日

東京都市計画地区計画 京急蒲田駅西口地区地区計画 方針付図(参考図) [大田区決定] 多摩堤通 计一地 - 1 至稗田神社 25M 調理師.専.門屋 至JR·蒲田駅 吞川 凡例 B地区 地区計画の区域 A地区 災害時の防災拠点 公園・神社等の緑 広場等 歩行者軸・にぎわい軸 (あすと商店街) 京急蒲田馬 主要な歩行者動線 急蒲田駅) 災害時の防災拠点 ※一部広場には防災関連施設を整備す ※多摩川及び中小河川の浸水高さ(最 大想定)3.0m以上の高さの一時的な 滞留空間を建物内にも確保する。 S=1:2,000 40m 60m 80m 100m 至仲蒲田公園

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を利用して作成したものである。ただし、計画線は 1/2,500 都市計画道路の計画図から 転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) (MMT 利許第 06-111 号)、(承認番号) 6 都市基街都第 242 号、令和 6 年 12 月 17 日

都市計画の案の理由書 (原案)

1 種類·名称

東京都市計画地区計画

京急蒲田駅西口地区地区計画

2 理由

本地区は、JR蒲田駅と京急蒲田駅の間に位置する区域であり、防災街区整備方針における『一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区/蒲田四丁目地区)』に含まれ、市街地密度が高く、基盤整備の遅れている市街地であり、建替えに伴う土地の高度利用や建物の不燃化・共同化及び道路等の基盤整備の促進により、市街地環境を改善し、防災性の向上を図る地区として位置づけられている。

また、蒲田駅周辺地区グランドデザインでは、『京急蒲田駅前拠 点』と位置づけられており、人々をまちに呼び込む、玄関口にふさわ しい来街者を魅了する駅前拠点の形成を図ることが示されている。

平成17年には街並み誘導型地区計画が都市計画決定され、これに基づき蒲田四丁目1番及び2番の各街区において都心共同住宅供給事業による共同化事業が実施された。平成27年には、地区計画を拡大する都市計画の変更決定を行い、隣接する京急蒲田西口駅前地区において平成27年に完了した市街地再開発事業とあわせて、本地区のまちづくりが具体化してきている。

地区計画区域内では現在、市街地再開発事業が検討されており、土

地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、商業、業務、居住の複合的 な都市機能を更新し、防災性の向上と良好な街並みの形成を図るた め、地区計画を一部変更するものである。